

国家戦略特区の最近の動きについて

特区担当（本部事務局）

1 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の施行

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律が9月1日に施行され、新たに16のテーマに係る規制改革事項を活用することが可能となった。

（詳細は、「別紙1」参照）

2 関西の指定区域の動き

9月3日に「国家戦略特別区域会議」が開催され、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）と養父市それぞれ次のとおり、区域計画に追加される規制改革事項等が取りまとめられた。

なお、取りまとめられた区域計画（案）は、近日開催される「国家戦略特別区域諮問会議」における審議を経て、内閣総理大臣から認定を受けることとなる。

（1）「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加される規制改革事項等

■ 国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントに係る道路法の特例）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者等が、それぞれの公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

○ 姫路市：都市計画道路駅前幹線、市道幹第3号、区画道路区10-2号、都市計画道路飾磨幹線、都市計画道路内環状東線

■ 国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業（iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例）

株式会社 iPS ポータル（京都市上京区）が、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造する。

■ 国家戦略特別区域限定保育士事業（保育士資格に係る児童福祉法等の特例）

保育士不足解消等に向けて、大阪府がその府内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。

【参考：上記のほか、関西圏でこれまでに区域計画の認定を受けた規制改革事項等】

- ・ 保険外併用療養に関する特例関連事業（保険外併用療養に関する特例）
- ・ 国家戦略特別区域高度医療提供事業（病床規制に係る医療法の特例）
- ・ 国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントに係る道路法の特例）
- ・ 歴史的建築物利用宿泊事業（歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例）
- ・ iPS細胞由来の血小板製剤供給事業（課税の特例措置活用事業）
- ・ 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

(2) 「養父市国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加する規制改革事項等

■ 農業法人経営多角化等促進事業（農業生産法人に係る農地法等の特例）

以下に掲げる法人が、養父市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、養父市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

- 株式会社トーヨーエネルギーファーム（福島県相馬市）[営農作物：トマト]
- 山陽 Amnak 株式会社（兵庫県三木市）[営農作物：米]
- 福井建設株式会社（兵庫県養父市）及び株式会社オーク（兵庫県豊岡市）[営農作物：米]

■ 国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例）

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会（兵庫県神戸市）が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高年齢退職者の就業の促進を図るための労働者派遣事業を行う。

【参考：上記のほか、養父市でこれまでに区域計画の認定を受けた規制改革事項等】

- ・ 農地等効率的利用促進事業（農業委員会と市町村の事務分担に係る特例）
- ・ 農業法人経営多角化等促進事業（農業生産法人に係る農地法等の特例）
- ・ 農業への信用保証制度の適用関連事業（農業への信用保証制度の適用）
- ・ 歴史的建築物利用宿泊事業（歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例）

3 指定区域の拡大

8月28日に政令が施行され、国家戦略特別区域の2次指定として、新たに次の3地域の地方創生特区が加わった。

- ・ 秋田県仙北市：「農林・医療の交流」のための改革拠点
- ・ 宮城県仙台市：「女性活躍・社会起業」のための改革拠点
- ・ 愛知県：「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

また、一部の特別区のみが対象であった東京都は、全域が国家戦略特別区域となった。なお、更なる区域の拡大として、国において、「本年内できるだけ速やかに地方創生特区の第二弾の指定（国家戦略特区の3次指定）」が検討されているところ。

■ 第14回国家戦略特別区域諮問会議（H27.6.29）「有識者議員提出資料」抜粋

（略）4月から6月にかけて行った全国の自治体等からの提案募集も参考に、総理より「年内できるだけ速やかに」と指示を受けた「地方創生特区の第二弾の実現」に向けた作業にも、本諮問会議として直ちに取り掛かるべき。

■ 日本再興戦略改訂2015（H27.6.30）抜粋

5-1(3) ii a

（略）本年内できるだけ速やかに、地方創生特区の第二弾の指定（国家戦略特区の3次指定）を実現する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要

内閣府 地方創生推進室
内閣府副大臣官補付(地域活性化担当)

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

国家戦略特別区域法の一部改正

国会提出法案で新たに盛り込むもの

1. IPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用し、業として、IPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。【第20条の3】

2. 都市公園内における保育所等設置の解禁

保育所の福祉サービス等の需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。【第20条の2】

3. 臨床研修制度を活用した国際交流の推進

臨床研修制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受け入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。【第24条の3】

4. 漁業生産組合の設立要件等の見直し

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。【第14条の3】

5. その他(地域限定保育士試験の政令指定都市市長が実施することを可能とする。【第12条の4】に追加)その他、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加。【第27条の2~4】

臨時国会提出法案に盛り込まれてきたもの

外国人を含む開業促進など

外国人の活躍環境の整備

- ①創業人材等の多様な外国人の受け入れ促進など☆
創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。【第16条の4】
・「クールジャパン」に関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】
- ②外国人家事支援人材の活用☆
女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

法人設立手続の簡素化・迅速化

③ワンストップセンターの設置☆

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

規制改革による地方創生

⑤医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力確保が課題となる地域等において、高齢者退職者が活躍できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

⑦地域限定保育士の創設☆

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として適用する資格を付与。【第12条の4】

⑧NPO法人の設立手続の迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の審査期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の4】

⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

民間ノウハウの活用など

⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の3】

⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

構造改革特別区域法の一部改正

(1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者が料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

(2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が行う研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

※「☆」は「改訂日本再興戦略2014」に記載の規制改革事項等